

令和4年12月23日

## 第169回 遠野市農業委員会総会議事録

第169回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年12月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第17号  
会議年月日 令和4年12月23日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、  
10番 鈴木重徳、12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、  
16番 小向幸子、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義  
欠席委員 11番 鬼原壽一、17番 河内克倫

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼  
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第169回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第46号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する  
可否決定について  
議案第47号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否  
決定について  
議案第48号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい  
て  
議案第50号 非農地判断に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を4番、藤田優一委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>着席願います。</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第169回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、11番、鬼原壽一委員、17番、河内克倫委員からは欠席の届出があり、7番、綱木秀治委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b>  会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>11月29日から12月9日、遠野市議会定例会が開催されてございます。11月29日は開会。12月5日から7日までは一般質問。5日は6名の質問、6日は6名の質問、7日は2名の質問で、計14名の質問がございました。なお、新人議員さん4名からの一般質問がございました。9日は閉会でございます。</p> <p>12月22日、令和4年度いわて農林水産躍進大会に、私と職務代理、事務局長で参加してございます。当市から表彰された方がございます。岩手農林水産振興協議会会長表彰で、「明日を拓く担い手賞」で、土淵町の似田貝淳さん。それから、「いわて木材利用優良施設優秀賞」では、木製品部門で、協同組合ノッチアート遠野さんが表彰されてございます。ノッチアート遠野さんに関しては、令和5年6月開催の全国植樹祭での表彰ということでご一報いただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	長	<p>事務事業経過報告書に基づいて報告いたします。出席者、開催場所は記載のとおりです。</p> <p>11月28日、上閉伊地区交流会（レシピ交換）。</p> <p>11月29日、エゴマ選別・水洗い。同日、農地あっせん委員会。</p> <p>12月5日、農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会。</p> <p>12月9日、農地法等申請締切日。</p> <p>12月14日、エゴマ油搾油依頼。</p> <p>12月15日、第13回遠野市農林水産振興大会。</p> <p>12月16日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>12月20日、第10回運営委員会。</p> <p>本日、第169回遠野市農業委員会総会、第5回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。</p> <p>12月23日以降の主な行事予定になります。下段記載のとおりです。</p> <p>1月4日、遠野市農業委員会仕事始めの式。</p> <p>以下、記載のとおりです。以上です。</p>
議	長	<p><b>【報告事項】</b>  報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>1ページから2ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係</p>

	<p>る専決処分<sup>1</sup>の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は8件です。</p> <p>内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番は遺贈、番号2番から番号5番は子、番号6番は兄、番号7番と番号8番は子が相続です。</p> <p>今後については、番号1番、貸付。番号2番、自己管理。番号3番と番号4番は自己耕作。番号5番、一部貸付、残りは組田で隣接農地と一体で耕作。番号6番と番号7番は自己管理。番号8番、自己耕作。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長	<p>3ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、売買するために解約するものです。なお、改めて所有権移転に係るあつせん事業の許可申請が提出されていますので、この後、審議していただきます。</p> <p>番号2番、規模縮小のため解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは、挙手のうえ、遠野市農業委員会会議規則第20条の規定により議長の許可を受けてから発言を願います。</p> <p>また、自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に5番、菊池秀樹委員、6番、古屋敷徳夫委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からお願いします。</p>
農 地 係 長	<p>4ページ、5ページになります。第169回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計18件、195,508.72㎡。</p> <p>利用集積、今月計69件、442,560㎡。</p> <p>法第4条、今月は申請ありませんでした。</p>

	<p>法第5条、今月計1件、242㎡。 適用外、今月は申請ありませんでした。 法第18条第6項、今月計2件、9,180㎡。 以上になります。</p> <p>【日程第2】</p>
議 長	<p>日程第2、議案第46号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>6 ページから8 ページまでです。議案第46号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、2番及び4番から13番まで、計12件につきましては、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借権の再設定です。使用貸借期間はいずれも10年です。 番号3番、両者はこれまで基盤法で貸借しておりましたが、期間満了により農地法第3条で貸し借りするものです。 以上13件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。 ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>説明いたします。12月16日、午前10時より、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で行いました。場所は、■■■■■■■■から■■■■■■■■方向に約100m地点の十字路交差点そばの■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■から約150m地点で、道路左側にあります。特に問題はありません。 以上です。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第47号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>9 ページです。議案第47号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は父の死亡により農地を相続しましたが、県外に居住し耕作できないことから、贈与で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号2番、譲受人は申請地が自己所有地と隣接しており耕作の利便が良いことから、</p>

	<p>要請し譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号3番、譲受人は申請地の近接地で耕作を行っており、耕作の利便が良いことから、要請し譲り受けるものです。</p> <p>番号4番、譲受人は申請地が自宅と隣接しており、耕作したいことから、要請し譲り受けるものです。</p> <p>番号5番、譲渡人は父の死亡により農地を相続しましたが、市外に居住し耕作できないことから、贈与で譲り渡すものです。</p> <p>以上5件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当の萩野です。番号1番です。場所は、■■■■■から南東方面に約300m付近の山間の農地です。説明があったとおり、持ち主が県外在住ということで耕作できないということで譲り渡したのですが、山間なものですから、今後荒らされないように見守っていきたくと思っています。贈与については問題ないと確認してきたところです。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区担当推進委員の五十嵐です。16日金曜日に、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で確認してきました。事務局の説明のとおりで、特に問題ないことを確認しました。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>12月16日金曜日、午前10時から、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で現地確認しました。場所につきましては、■■■■■から■■■■■方向約100m付近の十字路交差点を左折し、●●●●にかかる■■■■■をわたり、約100m進んだ地点です。特に問題はありません。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●の担当、多田と申します。</p> <p>4番について説明いたします。田が2枚なのですが、譲受人の自宅がすぐ裏ということなので耕作条件としては適切で管理しやすいということで、問題ないと考えております。</p> <p>5番ですけれども、●●●在住の●●●●●●●●●●は譲受人の●●●●●●●●●●の隣の家が実家ということで、道路を隔てて隣同士であります。譲り受けた土地については、●●●●●の自宅に近い道路わきの法面ということで問題ないと思います。●●●●●は●●●●●●●●●●の田1枚を草刈り管理しておりますので、問題ないと考えております。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第48号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
事務局次長	<p>10ページから27ページです。議案第48号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は69件で、新規が51件、更新が17件、あっせん事業による所有権移転が1件です。なお、新規の内43件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>以下、「集積計画一括方式による中間管理権の設定」は備考記載のとおりです。</p> <p>番号2番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号5番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号6番、番号7番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号8番、更新です。</p> <p>番号9番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号10番、番号11番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号12番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号13番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号14番から番号16番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号17番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号18番、番号19番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号20番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号21番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号22番、番号23番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号24番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号25番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号26番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号27番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号28番、番号29番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号30番、更新です。</p> <p>番号31番、番号32番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号33番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号34番、更新です。</p> <p>番号35番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号36番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号37番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号38番、新規で、契約期間6年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号39番、更新です。</p> <p>番号40番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号41番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号42番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号43番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号44番から番号47番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号48番、新規で、契約期間4年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号49番、あっせん事業による所有権移転です。売買価格及び所有権移転時期は、議案書に記載のとおりです。</p>

		<p>番号50番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号51番から番号53番、更新です。 番号54番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号55番、更新です。 番号56番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号57番から番号59番、更新です。 番号60番、新規で、契約期間1年の賃貸借権設定です。 番号61番、番号62番、更新です。 番号63番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号64番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。 番号65番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号66番から番号69番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。 これより質疑に入ります。番号60番及び63番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。 番号60番、63番の2件を除く67件について質疑ございませんか。</p>
10番委員		はい、議長。
議	長	はい、10番、鈴木委員。
10番委員		10番、鈴木です。確認をしたいのですが、公社を通じてやっている方について結構使用貸借権設定があるので、これはお金のやり取りはないと思うのですが、個人的に米をやっているという判断でよろしいでしょうか。まったくのただなのか。
議	長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開します。 はい、局長。</p>
事務局長		お答えします。使用貸借設定についてはそれぞれケースバイケースですが、それぞれ状況によって作物であるとか、になると思います。



議 長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	まったくのただではなくて、中には米とかやっている人もいるということではないですか。
議 長	はい、局長。
事務局 長	はい、そのとおりです。
議 長	10番、鈴木委員、よろしいですか。
10番委員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。
15番委員	15番、多田です。
議 長	はい、15番、多田委員。
15番員	15番、多田です。先ほどの使用貸借の関係ですが、使用貸借という表現ですのではないという判断にしかならないと思うのですが。もし、米とか何かやるのであれば、そこをきっちりさせないとだめなのではないかと思いますが、どうでしょうか。
農地係 長	はい、議長。
議 長	はい、係長。
農地係 長	お答えいたします。基盤法であれば、物納の場合であれば、米何kgとか表記する人もいますが、本来は多田委員がおっしゃるとおり無料です。ただし、県公社を通じた使用貸借権設定ですと、物納の場合貸借にはならず使用貸借の扱いになっております。ですので、今回ここに載っているものについては、使用貸借の中には物納で玄米を渡している場合もまったくの使用貸借ということになっております。岩手県の間接管理事業の場合ですと、物納というのが使用貸借の扱いになるということで統一して取り扱っているものです。以上です。
15番委員	了解しました。
議 長	暫時休憩します。  (休憩)
議 長	会議を再開します。 その他、質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。  (休憩)
議 長	会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございま



事務局次長	<p>29ページから42ページです。議案第50号、非農地判断に対する可否決定について、ご説明いたします。令和4年度農地パトロール(利用状況調査)において非農地(区分5)と判定した土地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地(非農地)であると判断することについて可否の決定を求めるものです。今年度の農地パトロール等で「確認状況」として取りまとめたものであり、番号1番から149番について原野と山林にそれぞれ非農地判断しようとするものです。</p> <p>番号1番から3番は●●地区、番号4番から34番は●●地区、番号35番から53番は●●地区、番号54番から81番は●●●地区、番号82番と83番は●●地区、番号84番から97番は●●地区、番号98番と99番は●●地区、番号100番から109番は●●地区、番号110番から122番は●●地区、番号123番から132番は●●●地区、番号133番から149番は●●地区となり、利用状況の「原野」は67筆で122,908㎡、「山林」は、82筆で165,636.86㎡、合計が149筆で288,544.86㎡となります。</p> <p>詳細は議案書に記載のとおりとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【その他】</b> その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは、事務局からは。</p>
事 務 局	<p>ありません。</p>
議 長	<p><b>【閉会】</b> 以上をもちまして、第169回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。</p> <p>午後2時15分閉会</p>

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_

